

第4章 地域福祉計画の展開

第4章 地域福祉計画の展開

【目指す姿1 すみなれた地域で ～安心の地域づくり】

◇基本方針1 わかりやすい情報の共有

地域福祉の一層の進展に向けて、必要な方に適切にわかりやすく情報が伝わるよう、市や地域活動団体、関係機関は協働・連携し、情報の発信及び共有体制を推進します。

【施策の展開】1 多様な広報・講座等による情報提供

市民・地域においては地域の福祉課題を把握し、解決に向けた活動を実践していくためには、日頃より関係する情報の収集に努めることが必要となります。行政においては関係機関との連携のもと、より多様な情報の発信に努めます。

市民・地域の役割	○市の広報紙やホームページ・SNS ^{※9} 、回覧板などに日頃から目を通すなど、市や関係機関の情報を確認・把握し、積極的に活用します。 ○民生委員・児童委員、地域包括支援センター、NPO法人などは、支援や福祉サービスを必要とする人に対して、わかりやすく情報を伝達できるように努めます。
社会福祉協議会の役割	○わかりやすい方法でタイムリーな情報提供を行います。 ○新しい情報媒体（SNS等 ^{※9} ）を導入し、福祉情報の周知活動に努めます。 ○職員によるアウトリーチ ^{※8} 型の情報提供も充実化を図ります。
市の役割	○ICT ^{※15} の利用など、わかりやすい方法で福祉情報の提供を図ります。 ○地域福祉の理解促進に向けて、地域との懇談会や勉強会、講座や講演会を開催し、情報提供を行います。 ○広報紙やホームページ活用、町内会・自治会や地域自治組織関係会議等を通じ、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、社協、ボランティアセンター、NPO法人、専門相談機関などの活動に関する福祉情報の提供に努めます。 ○必要な時、必要な方が得られやすいように、行政サービス等パンフレット・チラシ等を公共施設へ閲覧しやすく設置し、間接配付できるよう努めます。

【施策の展開】 2 地域における福祉ニーズ・生活課題の把握と共有

より適切な地域福祉活動を推進していくためには、地域における福祉ニーズや生活課題を的確に把握する必要があります。地域団体・組織は、様々な活動を通して地域の福祉ニーズや課題の把握を行い、行政や社協はその活動を支援し、情報の共有化と解決に努めます。

市民・地域の役割	○地域生活課題について意識し、課題解決に向けて、互助の取組みを進めていきます。 ○町内会・自治会や地域自治組織は、地域の行事や活動を通じて住民の福祉ニーズを把握し、関係機関・団体と情報の共有化に努めます。 ○民生委員・児童委員は地域の福祉課題を把握し、行政や相談支援機関などにつなぎ、連携を図ります。 ○地域ケア会議等に参加し、地域包括支援センターや各種団体・関係機関との連携に努めます。
社会福祉協議会の役割	○懇談会や研修会を通じ、地域におけるニーズや福祉課題の把握に努めます。 ○民生委員・児童委員と地域課題を把握し、共有化を図ります。 ○出前講座やアンケート調査等を通じ、身近なニーズや福祉課題の把握に努めます。
市の役割	○各種福祉関係会議や地域住民、社協、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉サービス提供事業者などとの連携強化により、地域のニーズや福祉課題の把握と共有化を図り課題解決に努めます。 ○主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方、または、高齢者を対象としたニーズ調査で、地域包括ケア推進計画策定の基礎資料となる「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、支援が必要な高齢者のニーズ把握に努めます。

◇基本方針２ 包括的支援体制の整備

全ての市民が住みなれた地域で生活し続けていくため、必要な方への適切な支援が行えるよう連携・支援体制を整備します。

【施策の展開】 １ 分野横断的な総合相談体制の構築

市民の福祉に関する様々な悩み・相談に対して適切に対応するため、総合相談体制を構築し、相談しやすい体制を確保するとともに、行政関係部署や関係機関との横断的連携のもと相談員の専門性の向上を図り、専門的な相談にも対応できるよう相談体制の構築を進めます。

市民・地域の役割	○自ら解決が難しい地域生活課題は、相談機関に相談します。 ○地域で解決が難しい地域生活課題は相談機関へつなぎ、支援を必要としている人には相談窓口の情報提供や相談機関を紹介します。 ○民生委員・児童委員は、支援を必要としている人に福祉サービスの情報を提供し、適切な相談機関へつなぎます。
社会福祉協議会の役割	○相談窓口機能の充実化に向けて取り組みます。 ○市・関係相談支援機関と連携し、適切な相談支援を行います。
市の役割	○福祉に関する様々な相談に対応できる総合相談体制の構築を図り、ワンストップ相談が可能となるよう重層的支援体制整備事業^{※16}の体系化について検討を進めます。 ○伊達市版ネウボラ^{※3}の取組みにより子どもにかかる相談をワンストップで対応する体制を推進します。 ○地域包括ケアシステム^{※10}の構築・推進のための取組みやコーディネーターの配置などにより、必要な方に適切な支援が行われるよう基盤整備をします。 ○市の担当部署と各関係機関で多様な地域課題を検討する「地域包括ケア推進会議」を通して、それぞれの分野に留まらない広範な連携強化を図り、より柔軟な相談体制の構築を目指します。 ○生活支援コーディネーター^{※4}を配置し、行政や住民主体の組織、各種専門機関を結びつけ、支援のネットワーク構築を推進します。 ○専門的な相談にも対応できるよう、相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

【施策の展開】 2 生活困窮者世帯等に対する自立支援の充実

傷病、景気の悪化、家族の介護が必要になり収入が減少する、といったように、誰もが生活困窮状態に陥る可能性があります。この方々を最低生活補償の生活保護のみで救うのではなく、地域の一員として自立した生活を送るために、相談及び就労支援など必要な支援を行います。

市民・地域の役割	○社会情勢や不慮の出来事から「困窮」は、自分も陥る可能性があるという「我が事」意識を持ち、自らも適切な相談機関に相談します。 ○地域内において、生活に困っている世帯を把握したときは、民生委員・児童委員や市福祉事務所・相談員に相談することを勧め、困窮状態に向かうことがないように見守っていきます。 ○民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉関係事業者などは、地域と連携し生活困窮者の把握に努め、助言や見守りを行います。
社会福祉協議会の役割	○生活困窮者世帯等に対する相談機関として、市・関係機関等と連携を図り迅速な対応に努めます。 ○市民へ生活困窮者支援事業に係る情報周知を行うとともに、市民からの食料提供協力も継続していきます。
市の役割	○民生委員・児童委員や地域包括支援センター、福祉関係事業者などとの連携を図り、生活困窮者の情報把握に努めます。 ○生活困窮相談窓口において、生活困窮者に対して必要な相談・支援を行うとともに、関係機関と対応策を検討し、状況に応じて経済的・社会的・日常生活的自立に向けた支援を行います。

【施策の展開】 3 制度間にあるニーズに対応する支援

子どもや高齢者、障がいのある方も、家族とともに支え合い、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、制度と制度の間にあるニーズに対応した支援を行います。

市民・地域の役割	○子どもや高齢者、障がいのある方を理解し、地域で見守っていきます。 ○子育て家庭や高齢者、障がいのある方が、地域で暮らし続けるために、医療・福祉等に関心を持ち、状況に応じ適正なサービスを利用します。 ○困っている人を見かけたら、声をかけ、手を差しのべます。
社会福祉協議会の役割	○サービス利用援助として、相談支援機関、福祉関係事業者等と連携を図ります。 ○地域で身近な支援が必要な人と社会資源とのコーディネートを行うとともに新たな支援に向けた仕組づくりを共に創出していきます。
市の役割	○児童、障がいのある方、高齢者等のライフステージの変化や課題に応じ、継続的な支援・コーディネートに取り組めます。 ○介護保険法・障害者総合支援法に基づく福祉サービス等が縦割りでなく、必要な支援が受けられるような提供体制の充実化を図ります。

◇基本方針３ 身近な相談機能の充実

個人や家庭、地域の悩みごとや課題を解決していくための第一歩は、相談から始まります。「どこに相談すればよいかわからない」、「相談相手がいない」、「利用できる制度がわからない」といったことで問題を悪化させることがないように、身近なところで相談ができ、必要な支援につながる相談機能の強化を図ります。

【施策の展開】 １ 地域における身近な相談機能の強化

市民の誰もが容易に相談できるよう、地域における身近な相談機能の強化を図り、市と各相談支援機関は連携し「相談窓口の見える化」に努めます。

市民・地域の役割	○日頃から各種相談窓口の情報把握に努め、利用者や相談者に対する周知に協力します。 ○民生委員・児童委員や地域包括支援センターが、地域の最も身近な相談相手であることを理解します。 ○民生委員・児童委員や地域包括支援センターは、地域自治組織や活動団体等と常に連携を図り、地域住民の相談に的確に対応します。
社会福祉協議会の役割	○身近な福祉相談窓口の一環として、多様な手段により相談しやすい窓口の開設を検討します。 ○本所・支所へケースワーカー・コミュニティワーカーを適切に配置し、関係機関等と連携した相談機能の充実化を図ります。 ○支援の必要な人が適切な支援につながるよう、アウトリーチ※⁸による相談に取組みます。
市の役割	○民生委員・児童委員が地域の最も身近な相談相手として活動していることを、市民に対して周知します。 ○広範囲にわたる福祉相談に対応する民生委員・児童委員の資質向上を図るため、活動の連絡・調整や、方部ごとの研修会及び全体研修会を開催します。 ○伊達市消費生活センターは、消費生活に関する相談に適切かつ迅速に対処することにより、地域住民の利益の擁護および増進を図ります。 ○親身で安心できる相談窓口を目指し、資質の向上や各関係機関とのネットワークの充実を図り、相談機能の強化を図ります。

【施策の展開】2 相談支援関係機関・団体等との連携によるスムーズな支援への移行

相談受付を行った案件については、的確かつ迅速に支援に移行できるよう、関係機関との連携のもと支援体制強化を図ります。

市民・地域の役割	○地域自治組織や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等が相談を受けた場合には、市に連絡し、適切な支援につなげ、在宅生活においても、地域でサポートできることについて協力・支援します。 ○相談支援機関は、相談内容に応じて専門機関と連携し、相談が留まらないよう継続支援に努めます。
社会福祉協議会の役割	○複合的な地域生活課題のある方(世帯)については市や関係機関と共有し、連携して課題解決に取り組めます。 ○社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職を配置し、的確かつ迅速な支援に移行できるよう関係機関との連携を強化します。 ○法律に係る専門相談として、弁護士による巡回型法律相談を実施します。
市の役割	○民生委員・児童委員や地域包括支援センターが相談受付を行った地域の福祉課題は、総合支所を含む市の福祉担当及び関係機関との連携により、支援策や解決策を検討します。 ○児童虐待を発見した場合は要保護児童対策地域協議会で関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。 ○高齢者虐待防止のため高齢者虐待防止対策協議会では、地域における虐待防止対策を検討します。また、地域、各関係機関等と連携するとともに啓発、研修及び情報交換を行います。 ○多種多様な課題が重なる「多問題ケース」や「コアケース」については、市福祉担当職員を要とした「ケース検討会」や「地域ケア会議」を開催し、課題解決に向けた糸口を見出し、支援への移行を進めます。 ○専門的な相談にも対応し継続支援できるよう、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

◇基本方針４ 心のバリアフリー化の促進

地域共生社会を推進していくために、個々人の状況を理解し、お互いを思いやる心（お互いさま）の醸成促進に努めます。

【施策の展開】 １ 地域や学校における福祉共育※²の推進

地域の福祉活動の推進に向けて、思いやりの心、支え合いの重要性などについて、地域や学校、広報や講演会など様々な方法によって福祉共育の推進に努めます。

市民・地域の役割	○講演会や出前講座、広報紙などを通して、地域福祉についての理解に努めます。 ○地域の集いの場において、出前講座を活用した福祉について考える機会を多く設定します。 ○学校教育における児童・生徒の福祉共育の実施に努めます。
社会福祉協議会の役割	○地区講座や出前講座を通じて、地域におけるボランティアの普及を図ります。 ○福祉共育を実施し、児童期から社会へつながる福祉観の醸成に努めます。（小・中学校・高等学校への出向型、大学・専門学校生の実習生受入れ） ○生活支援コーディネーター※⁴を中心に、地域へ支え合いの必要性を周知する活動を行います。
市の役割	○地域との懇談会や講演会、出前講座、広報活動等を通して、地域福祉の理解促進に向けた取組みを行います。 ○教育機関や社協と連携し、地域・学校における福祉共育の推進や生涯学習の機会づくりに努めます。

【施策の展開】2 権利擁護に基づく差別解消・虐待防止等啓発の継続的な取り組み

高齢者・障がい者・子どもへの虐待や女性へのDV（ドメスティックバイオレンス）が大きな問題となっています。全ての市民の人権が侵されることがないように、人権意識の啓発に取り組めます。

市民・地域の役割	○「認知症」や「障がい」等に対する正しい知識と理解を持ち、差別や虐待等のない地域を目指します。 ○地域の民間企業等は、障がいに応じた配慮に努めます。 ○地域において権利擁護制度の研修等を開催し、理解と運用を普及します。 ○虐待への気づき・見守りを行い、発見した際には行政との連携を図ります。
社会福祉協議会の役割	○福祉共育^{※2}において命の大切さ、人権意識の啓発に努めます。 ○事業・行事等において、障がいに応じた合理的配慮に努めます。 ○高齢者や障がいのある方が、安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や金銭管理の援助に取り組めます。 ○人権侵害の疑いがある事案については、行政関係機関に迅速につなぎ連携を図ります。
市の役割	○教育機関や社協等との連携により、人権意識を啓発します。 ○障がいを理由とする差別解消が図られるよう、市民への周知に努めます。 ○育児・介護放棄や虐待防止に関する各種情報提供や啓発活動に努め、早期発見及び発生予防に取り組めます。 ○人権侵害を受けた、または受ける恐れのある児童・高齢者・障がい者などに対しては、相談窓口から個別の事業や関係機関へ確実・迅速につなぐことにより、市民の権利擁護や人権侵害からの救済・保護を行います。 ○関係機関・専門家などにより構成される高齢者虐待防止対策協議会や伊達市要保護児童対策地域協議会において、虐待の発生予防や早期発見・早期解決、再発防止に取り組めます。 ○行政機関では障がいのある人に配慮し、障がいの特性に応じた多様な手段による情報提供に努めます。 ○成年後見制度の利用促進及び啓発を行っていきます。

【目指す姿２ みんなで支える ～協働の地域づくり】

◇基本方針１ 地域活動の充実と参加の促進

日頃より顔の見える近隣関係・絆づくりに努めることで地域交流を活発化させ、より多くの地域住民の参加を得て地域共生社会へ向けた市民活動の促進を図ります。

【施策の展開】 １ 地域のつながりに基づく身近な支え合い活動の推進

東日本大震災や令和元年東日本台風災害を経験し、避難行動等の緊急時だけでなく日頃の声かけや助け合いが大いに関係していることを学びました。しかしながら、近所付き合いは年々希薄化する傾向にあります。

今後は、地域内で顔の見える関係づくりや「お互いさま」活動の取組み等、地域自治組織等や小地域福祉活動の充実化を図ります。

市民・地域の役割	○一人暮らし（日中一人暮らしを含む）高齢者や障がい者、子育てに悩んでいる人等、孤立する恐れのある人を地域で見守り、助け合います。 ○町内会・地域自治組織等の地域活動団体は、地域活動についての情報を充実させ、周知に努めます。 ○地域住民は、町内会等の活動を理解し、活動団体への協力や地域の行事等に積極的に参加します。
社会福祉協議会の役割	○小地域における見守り活動を民生委員・児童委員等と協働・推進します。 ○地域における様々な事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。
市の役割	○市民に対し、町内会・自治会や地域自治組織等の地域活動について啓発を行うとともに、地域活動への支援を行います。 ○地域自治組織等が行う地域活動に対し、より有効な支援方策を検討します。 ○高齢者に対し、健康運動の習慣化と介護予防、そして身近な通いの場となり得る「元気づくり会」の普及に努めます。

【施策の展開】 2 住民主体による交流拠点と機会づくり

地域行事・活動を通して地域自治組織等の活動団体と交流を深めるための機会づくりを支援します。

また、生活に対する不安を感じる方が無くなるよう、見守りや相談など地域活動の充実に向けた体制の推進に努めます。

市民・地域の役割	○学校等が取り組む地域との交流活動に協力します。 ○子ども会活動や祭りなどをきっかけとして、若い世代が参加しやすい地域活動団体の運営に努めます。 ○地域の行事や地域活動に参加しやすいよう、また、地域社会に融和し、活動の担い手となれるよう、地域行事や地域の組織体制の充実を図ります。
社会福祉協議会の役割	○どの世代も参加しやすい地域福祉活動を側面支援します。 ○地区社協・福社会・地域自治組織等で主体的に取り組む集いの場の開催や世代間交流事業を支援します。
市の役割	○小中学校や幼稚園・保育園・こども園に対して、地域イベントへの参加や、地域住民の協力を得た活動・行事等の機会を作り、地域との交流が深まるよう推進します。 ○地域の課題解決に向けて地域と行政とが協働で取り組む「地域づくり活動組織」の活動やその組織化に向け支援を行います。

◇基本方針２ 地域全体で支える体制の強化

市や社協等との連携・支援により地域活動団体の充実を図り、地域課題の解決に向けた地域住民主体の活動体制の強化を図ります。

【施策の展開】 １ 多様性を包括した共生型の地域づくり

福祉関係団体や地域と協力し、多様性を認め合うソーシャルインクルージョン^{※17}に向けた共生型の地域づくりの支援を行います。

市民・地域の 役割	○新住者・転入された方等が、地域のつながりを得られるように、地域社会への参加を促します。 ○町内会等を単位として、「サロン活動」に取り組めます。 ○様々な地域課題の解決や社会的孤立の予防に向け、市や社協等の協力を得ながら共生型のまちづくりを目指します。
社会福祉協 議会の役割	○地区社協・福祉会等の未設置地区における組織化及び既存団体の財政基盤や活動の充実化へ向けて継続支援を図ります。 ○身近に集まれ、だれもが集える場である「ふれあいいきいきサロン」の発足を推進し、活動を側面支援します。 ○生活支援コーディネーター^{※4}を中心に、地域における助け合い活動の活性化を図り、地域全体で在宅生活を支える体制づくりを推進します。
市の役割	○地区社協や福祉会等の活動を、市民が理解するよう広報活動を行います。 ○地区社協や福祉会等の活動が充実するように、組織体制や財政基盤、活動拠点、事業活動に対して支援します。 ○地区社協や福祉会等がない地域については、設立に向けて支援を行います。

【施策の展開】 2 住民と福祉関係機関の協働による地域活動の活性化

地域の福祉課題の解決に向けて、地域の自主的な取組みがさらに充実するよう、住民と行政や社協等福祉関係機関と協働で活動を促進します。

市民・地域の役割	○市民や地域自治組織等、市内の各種団体、各事業所などは、地域の福祉向上に向けて、福祉関係機関の役割と活動内容について学習します。 ○地区社協、福祉会等の地域福祉団体は、社協と協力し横断的な連携を図ります。 ○民生委員・児童委員は、その活動を通じて、福祉関係機関の活動内容について地域の住民に対する周知を図るとともに、その役割について認識が深まるように努めます。
社会福祉協議会の役割	○地区社協・福祉会・地域自治組織と連携し、協働事業の取組みを推進します。 ○研修会・懇談会を実施し、新たな住民参画やリーダーを支援し、地域活動の活性化につなげます。 ○市や関係機関、地域の各種団体等との連携を図り、地域のニーズを踏まえた「地域における公益的な取組み」を検討します。
市の役割	○社協と協働で地域課題を早期に発見し、地域の活性化に向けた支援を行います。 ○条例及び要綱に基づき、社協や地域福祉団体の活動を推進するため、事業費の一部を助成します。 ○地域自治組織等・各種団体・事業所との協働による住民参加を促進します。

◇基本方針３ より安全・安心に暮らせる環境の整備

全ての市民が災害時や緊急時・新たな脅威にも安心して地域で暮らせるよう、避難行動要支援者の個別支援計画の作成や新型コロナウイルス感染症への対応（新たな生活様式）、犯罪防止など、地域における支え合い活動とともに環境整備の充実化を図ります。

【施策の展開】 １ 新たな脅威や緊急・災害時支援体制の強化

近年多発する自然災害や新たな脅威に備えるとともに、災害等の緊急時において地域住民が安全に避難し、円滑に助け合い活動ができるよう、日頃より緊急・災害時を想定した地域活動の取組みを促進します。

市民・地域の役割	○「自主防災組織」を組織し、防災に対する知識の習得に努めるとともに、災害時に対応できるよう定期的な防災訓練を実施します。 ○災害時に支援が必要な人を平時から把握し、要支援者の個別支援計画作成を促すとともに、安全な避難に向けて地域で役割分担を行い支援します。 ○災害ボランティア活動に関心を持ち、ボランティア活動に参加します。 ○市や関係機関からの情報のもと新しい生活様式を実践し、基本的な感染対策に取り組みます。 ○新しい生活様式に対応した見守りや地域活動を行います。
社会福祉協議会の役割	○高齢世帯等要支援者が、緊急・災害時に必要な情報を迅速に把握できる取組みを拡充します。 ○自然災害が発生した場合、市と連携し災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ運営します。 ○新しい生活様式に対応した安全な事業実施を図るとともに、地域における取組み活動を支援します。
市の役割	○市は防災訓練を行うとともに、関係機関の協力のもと、地域や自主防災組織が行う防災訓練などの活動を支援します。 ○災害時に迅速な救出活動などを行うため、避難行動要支援者の情報を関係機関で共有するとともに、個別避難計画の作成を促進します。 ○避難行動要支援者が、安心して避難できるよう「福祉避難所」の確保と運用体制の整備に努めます。 ○新型コロナウイルス感染症等の新たな脅威に対しての準備と対策を行います。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努め、基本的な感染対策の周知徹底を図ります。 ○新たな感染症等発生時において、感染防止対策に取り組むとともに、事業所や地域に対して支援を行います。 ○新しい生活様式に対応した見守りや地域活動を推進します。

【施策の展開】 2 地域安全活動の取組み強化

地域における犯罪や事故、火災等を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯や火災等に対する意識を高めるとともに、地域住民による自主的な防犯・安全活動の取組みを支援します。

市民・地域の役割	○警察や消防署などの協力を得て、防犯等活動や事故、火災、犯罪防止に向けた情報を収集し、安全・安心な地域づくり活動に取り組めます。 ○児童生徒の安全・安心な登下校や、認知症高齢者の徘徊等を見守るため、見守りネットワークの充実や巡回パトロール活動の普及を図ります。 ○子ども達へあいさつ運動・高齢世帯の見守り訪問などを通して地域に結びつきを強め、犯罪のない地域づくりを推進します。
社会福祉協議会の役割	○地区社協・福社会・地域自治組織で取り組む、安全・安心事業の取組みを推進します。 ○身近な地域における防犯意識の共有化を推進します。
市の役割	○警察や消防署などの関係機関と連携し、地域における犯罪や事故防止に向けた取組みを強化します。 ○民生委員・児童委員等と連携し、家庭訪問時に防犯に対して周知します。

【施策の展開】 3 再犯防止に向けた取組み（再犯防止推進計画）

平成 28 年 12 月の再犯の防止等の推進に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、法第 2 条第 1 項で定める「犯罪をした者等」が社会復帰するための仕組みづくりの推進と犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの市民の理解を促進し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止の推進に取り組めます。

本計画は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、伊達市が定める「地方再犯防止推進計画」として位置付けるものです。

市民・地域の役割	（地域全体） ○犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動^{※18}」への理解を深め、積極的に参加します。 ○保護司、保護司会、更生保護女性会などの更生保護ボランティアと、協力雇用主の活動への理解を深め、その活動に参加・協力・支援します。 ○地域全体で犯罪や非行の防止と、立ち直りを支える意識を持ち、関係団体への協力に努めます。 （保護司、保護司会、更生保護女性会など） ○各種研修会を開催し、資質の向上に努めます。 ○罪を犯した人の立ち直りを支援するため、就労相談や住まいの相談を行います。 ○非行のある少年等に対して、学習支援活動を実施します。 ○「社会を明るくする運動^{※18}」などを通して、再犯防止に関する地域での理解を促進します。 （事業者など） ○再犯防止活動への理解を深め、更生保護における就労支援のため、協力雇用主となることを検討します。
社会福祉協議会の役割	○再犯の防止等活動に関連した啓発・理解の情報提供に努めます。 ○地域において自立した生活を送るため必要に応じ相談支援を行います。
市の役割	○再犯防止推進計画を策定し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 ○市に設置している自立相談支援機関において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労を支援します。 ○離職により生活に困窮して住居を失った人や、住居を失うおそれのある人に対し、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。 ○高齢または障がいにより自立した生活を送ることが困難な矯正施設（刑務所、拘置所、少年院）の出所者について福島県地域生活定着支援センターと連携を図りながら社会復帰を支援していきます。

	○保護司等の更生保護ボランティアとともに「社会を明るくする運動^{※18}」を推進します。 ○地域の社会福祉に貢献した保護司等を顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。 ○更生保護サポートセンターとして使用する建物について、必要に応じて無償貸与します。
--	--

◇基本方針４ ボランティア活動の活性化

市民の「おもいやり」や「お互いさま」の心を育て、その自発性に基づく多様なボランティアを育成し、活動の活性化と継続性を図ります。

【施策の展開】 １ ボランティアの育成と年代に応じた参加の継続的な促進

個人の都合に合わせて参加できるボランティア活動は、就労中の世代にとっても参加しやすい地域活動の一つと考えられます。また、将来においてボランティア人口を増やしていくことを目指し、児童期からのボランティア体験をはじめ、年代に応じた育成と参加の促進を図ります。

市民・地域の役割	○困っている人の手助けなど、地域での支え合いの取組みを進め、日頃からちょっとしたボランティアを心掛けます。 ○ボランティアセンターが開催するボランティア講座に参加し、ボランティアとしての基礎知識を身につけます。 ○ボランティアセンターに登録し、積極的にボランティア活動に参加します。
社会福祉協議会の役割	○多世代にわたるボランティア人材の育成を継続的に行います。 ○学齢期におけるボランティア体験の機会を通じ、ボランティア観の醸成に努めます。 ○小・中学校、高等学校の福祉共育^{※2}において、福祉観の醸成に努めます。 ○様々なボランティア講座・研修等を実施し、養成・継続支援を図ります。
市の役割	○幼稚園や小中学校等で実施している「伊達市ボランティアの日」を契機として、積極的にボランティア活動を推奨します。 ○若者が地域活動やボランティア活動に参加しやすくなるような職場環境づくりに向けて、企業や事業所等に働きかけを行います。 ○広報活動を通じ、企業や地域活動団体、NPO法人の活動へ、ボランティアへの参加促進等へ働きかけを行います。

【施策の展開】 2 ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の充実

令和2年度まちづくりアンケート調査報告書によると、日常で困っていること（支援を受けたい人）と手助けや協力できること（支援できる人）がうまくマッチングしていない面もみられることから、ニーズの把握を行い、効果的に結び付けていくためにコーディネート機能の充実を図ります。

市民・地域の役割	○ボランティアへ興味を持った時や、自分ができるボランティアのきっかけづくりとして身近なボランティアセンターへ相談します。 ○地域や組織・団体等でボランティアが必要な時のニーズや自分でできる活動、支援可能な情報の提供を行います。
社会福祉協議会の役割	○ボランティアセンターを拠点として、ボランティア同士の交流を深め、ボランティア活動の充実を図ります。 ○ボランティアコーディネーター^{※7}を配置し、ボランティアニーズを把握し、ボランティアを求める人と活動をしたい人を結びつけます。 ○ボランティア情報を新しい情報媒体(SNS^{※9}等)で配信し、若年層・勤労者へのボランティア広報及びマッチング機能の強化に努めます。
市の役割	○ボランティア活動の活性化を図るためボランティアコーディネーター^{※7}を設置し継続的支援を行います。